

個人番号届(確定給付企業年金)

(三井住友信託銀行用)

令和 年 月 日

契約番号	事業所番号	加入者番号	CD	指図区分 ※該当の指図区分に○印をつけてください。
				1:脱退一時金/選択一時金(一時所得・非居住者) 2:遺族一時金 3:年金 4:一時金(上記1又は2)、年金(上記3)の両方に登録

委託者名

大阪府建築企業年金基金

【本人(受取人)情報】

個人番号	確認区分	性別	生年月日	フリガナ (氏)	氏名 (名)	未登録事由
		5:男 6:女	3:大正 5:昭和 7:平成 9:令和			

【死亡者情報】 年金をお受取りになる前に亡くなられた場合、亡くなられた方の情報をご記入ください。

個人番号	確認区分	性別	生年月日	フリガナ (氏)	氏名 (名)	未登録事由
		5:男 6:女	3:大正 5:昭和 7:平成 9:令和			

◆受給権者様は太枠内の項目についてご記入ください。
◆委託者様は太枠以外の項目についてご記入ください。
なお、確認区分・未登録事由を委託者様にて管理されている場合は、ブランクのままご提出いただくことも可能です。

【確認区分】

番号確認/本人確認方法	
コード	コード内容
01	個人番号カード
11	通知カード/運転免許証
12	通知カード/パスポート
13	通知カード/保険証・年金手帳
21	住民票/運転免許証
22	住民票/パスポート
23	住民票/保険証・年金手帳
31	収集委託(連合会)
33	収集委託(外部委託)
99	その他

【未登録事由】

未登録である事由	
コード	コード内容
01	未収集
02	届書未記入
03	拒否
04	有効期間満了
05	失効
06	誤謬削除
99	その他

備考欄

年金信託部	検印	取扱	←	受託店	検印	取扱

個人番号届(確定給付企業年金)

- 【はじめに】**
- この個人番号届は、年金または一時金をお受取りになられる場合に個人番号のご提出用としてご使用ください。
 - ご提出いただきました個人番号につきましては、**年金又は一時金の源泉徴収票等作成事務において使用いたします。**
 - この記入要領(1枚目)を切り離し、「個人番号届」(2枚目)の太枠内を記入要領によりご記入ください。
 - 個人番号届のご提出に際しては、本人確認書類もあわせてご提出ください。(本人確認書類の詳細につきましては、**【本人確認書類について】**をご確認ください。)

【記入要領】

【本人(受取人)情報】

個人番号	性別	生年月日	氏名	
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	○ 女	380416	ネンキン 年金	ハナコ 花子

【死亡者情報】年金をお受取りになる前に亡くなられた場合、亡くなられた方の情報をご記入ください。

個人番号	性別	生年月日	氏名	

◆太枠内の項目についてご記入ください。

◆【本人(受取人)情報】

- 個人番号は個人番号カード、通知カード等をご確認のうえ、12桁をご記入ください。
- 性別は、該当を○印で囲んでください。
- 生年月日は、該当する年号を○印で囲んでください。年月日が1桁の場合は、前にゼロをご記入ください。
- 氏名は、氏と名は分けてご記入ください。フリガナ欄はカタカナでご記入ください。

◆【死亡者情報】

- 年金をお受取りになる前に亡くなられた場合の遺族給付金(加入中死亡・待期中死亡に伴う遺族給付金)のお手続きにつきましては、亡くなられた方の情報についてもご記入ください。

【本人確認書類について】

個人番号については、法令により本人確認(正しい番号であることの確認(番号確認)と現に手続きを行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認(身元確認))が義務付けられています。受給権者様が当該申告書をご提出する際には、以下の本人確認書類もあわせてご提出いただく必要がございますので、本人確認書類について提出漏れがないかご確認ください。

なお、**提出先(確定給付企業年金、事業主等)に対して過去に個人番号を提出している場合、雇用関係等にある場合等には、提出書類が省略できる場合があります。**

<本人確認書類> 以下の番号確認書類および身元確認書類の写しをご提出ください。

	①個人番号カードをお持ちの方	②個人番号カードをお持ちでない方		
番号確認書類	個人番号カード(裏面)	通知カード もしくは 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書		
身元確認書類	個人番号カード(表面)	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・旅券(パスポート) ・精神障害者保健福祉手帳 ・在留カード </td> <td style="width: 50%; border: none;"> <ul style="list-style-type: none"> ・運転経歴証明書 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・特別永住者証明書 </td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">いずれか一つ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・旅券(パスポート) ・精神障害者保健福祉手帳 ・在留カード 	<ul style="list-style-type: none"> ・運転経歴証明書 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・特別永住者証明書
<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・旅券(パスポート) ・精神障害者保健福祉手帳 ・在留カード 	<ul style="list-style-type: none"> ・運転経歴証明書 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・特別永住者証明書 			

なお、以上の書類のご提出が困難である場合には、提出先(確定給付企業年金、事業主等)にご確認ください。